

# 令和7年度 就職サイト活用支援補助金のご案内

市内小規模事業者の求人活動の1つとして近年、就職情報サイトを活用したケースが増加傾向にありますが、その費用は高額であるため、事業者には大きな負担が課題となります。そこで、就職情報サイトを利用した市内小規模事業者で正規雇用として採用に結び付いた場合に、その費用の一部を補助し、事業者負担の軽減を図るため、標記支援補助金を新設しましたので、下記のとおりご案内致します。

<b>補助対象事業内容</b>	令和7年4月1日(火)より11月28日(金)までに就職サイトを利用し求人活動(求人情報の掲載)を行い正規雇用の採用に結び付いた場合に、その求人掲載費用の一部を補助する。
<b>補助対象者並びに要件</b>	<p>市内に本店を有する小規模事業者であって市内で引き続き1年以上事業を営んでいること。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業者を除く。また、以下の要件、①から⑤の全てに該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市税を滞納していないこと。</li><li>②三木商工会議所の会員であること。</li><li>③ひょうご産業SDGs推進宣言事業の登録をしていること。</li><li>④令和7年4月1日(火)より11月28日(金)までに就職サイトを活用し、正社員として採用していること。(正規雇用)</li><li>⑤雇用保険、公的年金、健康保険に加入していること。</li></ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p><b>※小規模事業者とは</b> 製造業・建設業は従業員数20人以下であり、卸売業・小売業・サービス業は従業員数5人以下である事業者</p></div> <p>※詳細な内容につきましては就職情報サイト活用支援事業補助金交付要綱のとおり</p>
<b>補助対象経費</b>	就職情報ウェブサイトへの正規雇用に係る求人情報掲載費(消費税額は対象外) ※求人情報の掲載期間開始が令和7年4月1日(火)以降であること。
<b>補助金・補助率</b>	1社あたり2/3(上限10万円) ※1事業者につき1回の申請に限る。
<b>申請期間</b>	事後申請とし、令和7年6月2日(月)～令和7年11月28日(金)までに就職サイトを活用し正規雇用として採用していること。
<b>申請書類・添付書類</b>	<p><b>申請書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①就職サイト活用支援事業補助金交付申請書(様式第1)</li><li>②企業概要書(様式第2)</li><li>③実績報告書(様式第3)</li></ul> <p><b>添付書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①掲載サイト利用料の支払いが確認できる書類(領収書など)の写し</li><li>②雇用契約書(写し)</li><li>③所得証明書(市県民税課税証明書・非課税証明書)及び市税の納税証明書</li></ul>
<b>申請方法 提出先・問合せ先</b>	<p>下記の提出先へ簡易書留又は窓口にてご提出ください。 ※申請書の様式は、三木商工会議所や、三木市のホームページよりダウンロード頂 くか、三木商工会議所の窓口でも入手できます。</p> <p>三木商工会議所(就職サイト活用支援事業補助金 事務局) 〒673-0431 三木市本町2丁目1番18号 電話: 0794-82-3190 メール: info@mikicci.or.jp</p>
<b>補助金支給までの流れ</b>	<p>申請受付→書類確認→審査→交付決定→補助金支給</p> <p>提出された申請書類を確認後、書面審査し、審査結果は交付決定通知書にて通知します。 ※なお、補助金額枠の50万円に達した時点で終了と致します。</p>

## 就職サイト活用支援事業補助金交付要綱

(補助金の目的)

第1条 就職サイト活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、市内の中小企業者等が実施する採用活動を支援することにより、本市における中小企業者等の人材確保及び経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における下記の各号に掲げる用語の意義は該当各号に定めるところによる。

(1)小規模事業者の定義とは、下記の要件である。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業・建設業・その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

※商業とは卸売業・小売業を指す。

(2)正規雇用とは、下記に該当する雇用形態である。

ア) 期間の定めのない雇用契約であること。

イ) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

ウ) 雇用保険の一般被保険者として雇用されること。

エ) 公的年金及び健康保険に加入していること。

(3)就職サイトとは、就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として開設されたウェブサイトであって有料で求人情報を掲載するもの。(ブログ・SNS等を除く)

(補助対象者等)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、は、以下の定めのとおりとする。

補助対象者・要件	市内に本店を有する小規模事業者であって市内で引き続き1年以上事業を営んでいること。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業者を除く。 ①三木市税を滞納していないこと。 ②三木商工会議所の会員であること。 ③ひょうご産業SDGs推進宣言事業の登録をしていること。 ④令和7年4月1日(火)から11月28日(金)までに就職サイトを活用し、正社員として採用していること。 ⑤雇用保険、公的年金、健康保険に加入していること。
補助対象事業	就職サイトによる掲載求人募集は有償であり、事業者も負担が大きい。そこで、就職サイトを利用した事業者で正規雇用採用に結び付いた場合に、その費用の一部を補助する。
補助対象経費	就職情報ウェブサイトへの正規雇用に係る求人情報掲載費用 ※求人情報の掲載期間が1年以内であること。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。
  - (1) 本市に納付すべき市税を滞納している者
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
  - (3) 代表者、役員または使用人その他の従業員、構成員等が暴力団員等（三木市暴力団排除条例（平成 24 年三木市条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう）である者

（補助金の額）

- 第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置等を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置等として受けた額を控除した額）の 3 分の 2 以内の額とし、その額の上限は 10 万円を限度とする。
- 2 前項の補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請並びに実績報告）

- 第 5 条 補助金の交付の申請は、就職サイト活用支援事業補助金交付申請書（様式第 1）、企業概要書（様式第 2）、実績報告書（様式第 3）のほか、添付書類として掲載サイト利用料の支払いが確認できる書類（領収書など）の写し、雇用契約書（写し）、直近の市税の納税証明書を添えて三木商工会議所に提出しなければならない。

（交付の決定）

- 第 6 条 規則第 4 条の規定による補助金の交付決定は、就職サイト活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第 4）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第 7 条 交付申請の取下げは、補助金の交付決定を受けた日から起算して 20 日以内とする。この場合において、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を三木商工会議所に提出しなければならない。

（補助金の返還）

- 第 8 条 三木商工会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
  - (3) その他、三木商工会議所が適切でないと認めたとき。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1

就職サイト活用支援事業補助金交付申請書

令和 7年 月 日

三木商工会議所 行

住所又は所在地  
申請人 事業所名  
代表者氏名

就職サイト活用支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。  
なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補助事業の目的及び内容	
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 企業概要書（様式第 2）</li><li>2 実績報告書（様式第 3）</li><li>3 掲載サイト利用料の支払いが確認できる書類（写し）</li><li>4 直近の納税証明書</li><li>5 雇用契約書（写し）※雇用保険加入が証明できる書類</li><li>6 その他</li></ol>

## 様式第2

## 企業概要書

会社名			
所在地	〒□□□-□□□□		
資本金又は 出資金の額	千円	従業員数	人
電話番号		FAX番号	
業種			
事業内容			
備考			

※ パンフレット等がある場合は添付してください。

実績報告書

就職サイト名	
求人情報の種類 (該当する項目に○を付けてください)	新卒者向け ・ 転職者向け
掲載ページ	別添のとおり
掲載期間 (契約期間)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
掲載料金	円 (うち消費税額 円)
国等からの助成金	有 ・ 無 (有の場合 円)
確認欄 (確認をしたら☑)	<input type="checkbox"/> 三木商工会議所の会員である。 <input type="checkbox"/> ひょうご産業SDGs推進宣言事業に登録している。 <input type="checkbox"/> 市税を滞納していない。 <input type="checkbox"/> 事業実施後2年程度、商工会議所からの事業効果についての調査に協力します。

※ 商工会議所記入欄

補助金の額及びその算出基礎			
補助対象経費	補助率	限度額	補助金交付申請額 (1,000円未満切り捨て)
円	2/3	100,000円	円

様式第 1

就職サイト活用支援事業補助金交付申請書

令和 7年〇〇月〇〇日

三木商工会議所 行

住所又は所在地 三木市〇〇町〇〇番地〇〇  
申請人 氏名又は団体名 株式会社 〇〇〇〇  
及び代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇

就職サイト活用支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。  
なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補助事業の目的及び内容	(例) 正社員募集のために就職サイトに掲載
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	1 企業概要書 ← (様式第2) 2 実績報告書 ← (様式第3) 3 掲載サイト利用料の支払いが確認できる書類 ← 領収書 4 直近の納税証明書 5 雇用契約書(写し) ※雇用保険加入が証明できる書類 6 その他

## 様式第2

## 企業概要書

会社名	株式会社〇〇〇〇		
所在地	〒XXX-XXXX 三木市〇〇町〇〇番地〇〇		
資本金又は 出資金の額	XX,XXX 千円	従業員数	XX 人
電話番号	XXXX-XX-XXXX	FAX番号	XXXX-XX-XXXX
業種	〇〇業 (日本標準産業分類(平成25年10月改定)の中分類で該当する業種を記入してください)		
事業内容	(事業内容を箇条書きで簡潔に記入してください) 園芸用品、農業用機器製造販売		
備考			

※ パンフレット等がある場合は添付してください。



実績報告書

就職サイト名	(例) ○○ナビなど	該当するものに○
求人情報の種類 (該当する項目に○を付けてください)	新卒者向け	・ 転職者向け
掲載ページ	別添のとおり →掲載ページを印刷したものを添付する	
掲載期間 (契約期間)	令和7年XX月XX日 ~ 令和7年XX月XX日	
掲載料金	XXX,XXX円 (うち消費税額 X,XXX円)	
国等からの助成金	有 ・ 無 (有の場合 円)	
確認欄 (確認をしたら☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 三木商工会議所の会員である。 <input checked="" type="checkbox"/> ひょうご産業SDGs推進宣言事業に登録している。 <input checked="" type="checkbox"/> 市税を滞納していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 三木商工会議所の会員である。 <input checked="" type="checkbox"/> 事業実施後2年程度、商工会議所からの事業効果についての調査に協力します。	

※ 商工会議所記入欄

ここは記入しない

補助金の額及びその算出基礎			
補助対象経費	補助率	限度額	補助金交付申請額 (1,000円未満切り捨て)
円	2/3	100,000円	円